

埼玉県優良図書選定委員会運営要領

1 目的

この要領は、埼玉県優良図書選定委員会設置要綱第1条の目的を達成するため、この委員会の運営に関し必要な事項を定める。

2 選定の方法

優良図書の選定は、知事の依頼に基づき6の(3)の選定方法で行う。

3 審査の対象

審査の対象は、提出期限において原則として発刊後1年3か月以内の図書とする。ただし、次のものは除外する。

- (1) 特定の政党、宗教団体、企業等を支持し、宣伝し又は営利を目的とする図書
- (2) 実用書及び図鑑、辞書、参考書等学習のために刊行された図書
- (3) その他、推奨を必要としない図書

4 選定の基準

選定の基準は、「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準」（昭和58年10月1日施行）1の事項とする。

5 選定点数

1回に選定する点数は、次の段階ごとに申し出点数に応じて決定する。この場合、各段階とも5点を目安とする。

- (1) 乳 幼 児
- (2) 小学校低学年
- (3) 小学校中学年
- (4) 小学校高学年
- (5) 中 学 校
- (6) 高校・青年

6 選定委員会の審査

(1) 選定委員会に次の4つの部会を置く。

ア 乳幼児部会

イ 小学校部会

ウ 中学校部会

エ 高校・青年部会

(2) 各部会に部会長を置く。

(3) 図書の選定は、次の順で行う。

ア 部会審査

図書1点につき2人以上の委員が試読した後、様式第1号の図書審査票を作成し、全体会に諮る図書を決定する。この場合、各部会ごとの具体的な審査方法は、それぞれ別表1のとおりとする。

イ 全体会

各部会の審査意見を考慮し、推奨に適する図書を選定する。

7 報 告

選定結果は、選定委員会会長が知事に様式第2号の選定結果一覧表により報告する。

附 則

この要領は、昭和61年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

別表 1

部会審査方法

1 乳幼児部会

- (1) 興味の拡大を考慮し、幅広いジャンルから選定する。
- (2) 読み聞かせに利用される場合の要件も考慮する。
- (3) 複数の委員がAとした作品については、選定の枠を考慮しながら、原則的に選定する。
- (4) 1人の委員がAとした作品については、選定の枠を考慮しながら、委員間の調整により、選定する。

2 小学校部会

- (1) 各学年平均するように内容を考慮して選定する。
- (2) ジャンルを広げるように考慮して選定する。
- (3) 低、中、高学年各2人ずつで検討して選定し、部会で調整する。

※ 次の点を参考とする。

児童に①題名を聞かせ、②表紙を見せ、③粗筋を話し、④読み聞かせ、⑤読ませて粗筋を話させ、⑥教室で読ませて、その反応をとる。

3 中学校部会

- (1) 試読した2人の委員がAとした作品をまず選定し、1人の委員のみAとした作品は3人の委員で検討し選定する。
- (2) (1)により3人の委員が検討した結果、一致しない場合は試読していない委員が試読後再び検討し選定する。

4 高校・青年部会

- (1) 審査対象に合致しているかどうか検討し、不適合の作品を除外する。
- (2) 1点につき2人以上の委員が試読後、部会で研究協議し、Cを除外して、A・Bの作品から候補を決める。
- (3) 選定点数を考慮しながら調整し決定する。

◎ 高校・青年部会の(1)は、各部会の共通審査方法とする。